

試験研究機関、教育機関、病院関係者の皆様へ

○下水道に流してはいけないものがあります

実験廃液等には有害物質、毒性物質、遺伝子組換え物質等が含まれているものがあります。この中には下水排除基準とは別に流してはいけないものがあります。

例 ○細菌等の研究排水 ○感染性、病原性のある研究排水 ○遺伝子組換え等の研究排水 ○放射性排水 ○薬品の廃液等

○下水道に流した影響は、下水道に止まりません

適正に管理・処理されずに下水道へ排除されると、下水の処理や処理水の再利用のみならず、公共用水域の水質保全、ひいては都民の皆様の生活環境に大きな影響を及ぼすことになりかねません。

○下水道に流す前にルールを確認してください

それぞれ法令で適正な処理が義務づけられています。下水道に流す前に各法令を確認していただき、実験廃液等の適切な処理をお願いします。

例○下水道法

- 毒物及び劇物取締法（毒劇法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）



※下水道法、東京都下水道条例等に基づく水質規制内容については、ホームページに掲載しています。

検索 → 東京都下水道局 → ホームページ → お仕事の方 → 水質規制情報

担当 下水道局施設管理部排水設備課
電話 03-5320-6585